**下記の全ての項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる場合があります。**

**お問合せ先【宮崎県 中山間・地域政策課 電話：0985-26-7922】**

**移住支援金申請にかかるチェックリスト（事業承継の場合）**

□１．次のいずれかに該当する。

□①住民票を移す直前に、連続して５年以上東京23区に在住していた。

□②住民票を移す直前に、連続して５年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す３ヶ月前の時点において、連続して５年以上東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた（連続して５年以上勤務していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県の企業等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

□③住民票を移す直前に、連続して５年以上、県外に在住し、かつ、住民票を移す３か月前の時点において、連続して５年以上、県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた。

□２．令和元年（2019年）７月２２日以降に、宮崎県内へ転入した。

□３．移住支援金の申請時において、転入後３ヶ月以上１年以内である。

□４．転入先の市町村に、移住支援金の申請から５年以上継続して居住する意思がある。

⇒**５年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**

□５．暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

□６．日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

□７. 令和元年７月２２日以降に宮崎県内に所在する個人事業若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の事業を承継し、その代表者となる者である。

□８. 法令遵守上の問題を抱えていない。

□９. 申請を行う者又は承継する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有していない。

□10. 移住支援金の申請日から５年以上、申請を行う者が承継する上記22の事業を継続する意思を有している。

□11. 承継する事業の内容が、地域経済の活性化又はコミュニティの維持に資するものである。

□12. 県内で実施する事業である。

□13. 県内の事業承継支援機関による支援を受け、令和元年７月２２日以降に事業承継が成立している。

**申請書類**

**（共通）**

□①写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

□②移住支援金交付申請書（様式１）

□③移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式１別紙１）

□➃移住支援金に係る個人情報取扱いについての同意書（様式1別紙2）

□⑤移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、世帯分のもの）

□⑥移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る）

□⑦事業承継支援証明書

□⑧事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、合意書、代表者の変更を証する書類、事業承継計画書等のいずれか）

**（被雇用者の方のみ）**

□⑨勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤機関、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

**（法人経営者・個人事業主の方のみ）**

□⑩開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

□⑪個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）